

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 0 日 提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市条例第 2 3 号

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する
条例

(豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 4 年豊川市
条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 5 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) (略)	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) (略)

(豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。